

産業廃棄物収集運搬業許可申請書（積替え保管を除く）

書 類 一 式

さいたま市環境局環境共生部産業廃棄物指導課

（新規・更新許可申請と変更許可申請とでは第1面の様式が異なります。
申請の種類によって様式を選んでお使いください。）

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

平成 年 月 日

(あて先) さいたま市長

申請者 〒
住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
担当者名
《連絡先》

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	(区分) 積替え保管を除く (廃棄物の種類)
事務所及び事業所の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 〒 電話番号
	〒 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

平成 年 月 日

(あて先) さいたま市長

申請者 〇
住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
担当者名
《連絡先》

産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成 年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	(区分) 積替え保管を除く (廃棄物の種類)
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数			出 資 の 額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合	本 籍 住 所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考
1 ※の欄は記入しないこと。
2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3 産業廃棄物指導課に2部、提出すること。

※ 手数料欄（第1面の裏面に貼付）

産業廃棄物収集運搬業
(積替え保管を除く)

添付書類一覧表

		必要書類		
		新規	更新	変更
1 事業概要				
(1) 業種区分	1	●	●	●
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類	1	●	●	●
(3) 取引内容	2～4	●	—	●
(4) 申請者の身分を証明する書類	5	●	●	●
(5) 申請者の法定代理人の身分を証明する書類	6	●	●	●
(6) 役員等、政令で定める使用人の身分を証明する書類	7	●	●	●
(7) 株主又は出資者の身分を証明する書類	8	●	●	●
(8) 誓約書	9	●	●	●
(9) 従業員等名簿	10	●	●	●
(10) 印鑑登録証明書	11	●	—	—
(11) 本社若しくは市内における支店又は営業所等の案内図	12	●	—	—
2 運搬施設				
(1) 施設一覧表	13	●	●	●
(2) 施設の構造等	14～15	●	—	—
(3) 車両の使用権原を証明する書類	16	●	●	●
(4) 名義貸しの規定に違反しないことを証明する書類	17	●	●	●
3 経理的要件				
(1) 資産状況等を説明する書類	18～20	●	●	●
(2) 資産に関する調書（申請者が個人の場合）	21	●	●	●
(3) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	22	●	●	●
4 技術的能力を説明する書類				
	23	●	●	●

「—」は変更がない場合に限り省略できる

1-(1)業務区分、1-(2)取り扱う産業廃棄物の種類（1ページ目）は新規・更新許可申請と変更許可申請とで様式が異なりますので、申請の種類によって様式を選んでお使いください。

新規・更新許可申請

1 事業概要

(1) 業種区分

該当する業種に○印を付けてください。

	業 種 区 分	産 廃	特管産廃
1	収集運搬業（積替え保管を除く）		
2	収集運搬業（積替え保管を含む）		
3	処分業（中間処分）		
4	処分業（最終処分）		

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

該当する種類に○印を付けるとともに、限定等の欄の項目を記入してください。

種 類	該当に○	限 定 等
燃え殻		
汚泥		
廃油		
廃酸		
廃アルカリ		
廃プラスチック類		
紙くず		
木くず		
繊維くず		
動植物性残さ		
ゴムくず		
金属くず		
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず		
鉍さい		
がれき類		
動物のふん尿		
動物の死体		
ばいじん		
処分するために処理したもの		

※ 更新許可申請の場合は、従前の許可証の写しを添付してください。

変更許可申請

1 事業概要（変更許可申請）

(1) 業種区分

該当する業種に○印を付けてください。

	業 種 区 分	変更前		変更後	
		産 廃	特管産廃	産 廃	特管産廃
1	収集運搬業（積替え保管を除く）				
2	収集運搬業（積替え保管を含む）				
3	処分業（中間処分）				
4	処分業（最終処分）				

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

該当する種類に○印を付けるとともに、限定等の欄の項目を記入してください。

種 類	変更前	変更後	限 定 等
燃え殻			
汚泥			
廃油			
廃酸			
廃アルカリ			
廃プラスチック類			
紙くず			
木くず			
繊維くず			
動植物性残さ			
ゴムくず			
金属くず			
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず			
鋳さい			
がれき類			
動物のふん尿			
動物の死体			
ばいじん			
処分するために処理したもの			

※ 従前の許可証の写しを添付してください。

(3) 取引内容

ア 引受先予定事業者 (排出事業者)

引受先事業者 (排出事業者)	廃棄物の種類	取扱量(t/月)
名 称： 代表者名： 住 所： 排出場所： 電話番号：		
	小 計	
名 称： 代表者名： 住 所： 排出場所： 電話番号：		
	小 計	
名 称： 代表者名： 住 所： 排出場所： 電話番号：		
	小 計	
名 称： 代表者名： 住 所： 排出場所： 電話番号：		
	小 計	
	合 計	

※ 「取扱量」には、1か月の平均数量を記入してください。「小計」には各事業者ごとに1か月の取扱量の総量を記入し、「合計」には、それらの合計を記入してください。

イ 搬入先予定事業者

搬入先事業者（処分業者）	廃棄物の種類	業の区分	処分方法
名 称： 代表者名： 処分地の所在地： 電話番号： 許可番号： 許可期限：			
名 称： 代表者名： 処分地の所在地： 電話番号： 許可番号： 許可期限：			
名 称： 代表者名： 処分地の所在地： 電話番号： 許可番号： 許可期限：			
名 称： 代表者名： 処分地の所在地： 電話番号： 許可番号： 許可期限：			

※「業の区分」は、中間処理、最終処分、再生の別を記入してください。

※「処分方法」は、焼却、破碎、中和、埋立、再生（具体的な方法）等を記入してください。

※処分業者の許可証の写しを添付してください（裏面、別紙がある場合にはそれも含む）。

ウ 取り扱う廃棄物の排出工程及びその性状等

- 予定排出事業者ごとに申請する廃棄物の排出工程のフロー図を作成してください。排出工程のフロー図には、発生施設名又は発生作業名及び必要に応じて具体的な廃棄物の性状等を記入してください。
- 必要に応じて、廃棄物の性状等に関して参考となる書類等を添付してください。

(4) 申請者の身分を証明する書類

① 申請者が法人の場合
ア 定款又は寄附行為

イ 登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる会社の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本
(3か月以内に発行されたもの。原本照合による原本写しの添付可。以下同じ。)

② 申請者が個人の場合

ア 住民票抄本又は謄本の写し (本籍の記載のある住民票世帯一部の写し又は住民票世帯全員の写し。また、外国人にあっては外国人登録証明書の写し(登録原票記載事項証明書))

(3か月以内に発行されたもの。原本照合による原本写しの添付可。以下同じ。)

イ 成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類

法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
(登記されていないことの証明書)

(3か月以内に発行されたもの。原本照合による原本写しの添付可。以下同じ。)

(5) 申請者の法定代理人の身分を証明する書類（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

- ① **住民票抄本**又は**謄本の写し**（本籍の記載のある住民票世帯一部の写し又は住民票世帯全員の写し。また、外国人にあっては外国人登録証明書の写し（**登録原票記載事項証明書**））

- ② 成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類
法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
（**登記されていないことの証明書**）

(6) 役員等（申請者が法人の場合）、政令で定める使用人の身分を証明する書類

- ① **住民票抄本**又は**謄本の写し**（本籍の記載のある住民票世帯一部の写し又は住民票世帯全員の写し。また、外国人にあっては外国人登録証明書の写し（**登録原票記載事項証明書**））

- ② 成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類
法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
（**登記されていないことの証明書**）

(7) 株主又は出資者の身分を証明する書類（申請者が法人の場合で、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合）

※ 該当株主等の確認のため、直前の事業年度の確定申告書の別表2の写し（同族会社の判定に関する明細書）又は株主名簿を添付してください。

※ 有限会社の場合も、該当出資者の確認をしますので、別表2の写しを添付してください。

※ 別表2で該当株主又は出資者が確認できない場合は、株主又は出資者を証明できる代用の書類（議事録の写し等）を添付してください。

① 株主等が法人の場合

登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる会社の履歴事項全部証明書
または登記簿の謄本

② 株主等が個人の場合

ア 住民票抄本又は謄本の写し（本籍の記載のある住民票世帯一部の写し又は住民票世帯全員の写し。また、外国人にあっては外国人登録証明書の写し（**登録原票記載事項証明書**））

イ 成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類

法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
（**登記されていないことの証明書**）

(8) 誓約書 (申請者が代表して下記事項について誓約してください。)

誓 約 書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条第5項第2号 (又は第14条の4第5項第2号、第15条の2第1項第4号) の規定のうち、下記に掲げる欠格事項について下記のとおり誓約します。

根拠条文	欠格事項の内容
法第14条第5項第2号 イ (申請者) ハ (法定代理人) ニ (法人役員等) ホ (使用人)	法第7条第5項第4号イ ○成年被後見人若しくは被保佐人で復権を得ない者 ○平成12年3月31日以前に禁治産者及び準禁治産者の宣告を受けて復権を得ない者 ○破産者で復権を得ない者
	同号ロ ○ <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</u>
	同号ハ ○以下の法令等による罪を犯し、 <u>罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</u> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ・刑法第204条 (傷害罪)、第206条 (現場助勢罪)、第208条 (暴行罪)、第208条の3 (凶器準備集合及び結集罪)、第222条 (脅迫罪) 若しくは247条 (背任罪) の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律
	同号ニ ○第7条の4若しくは第14条の3の2 (第14条の6において読み替えて準用する場合も含む。) 又は浄化槽法第41条第2項の規定により <u>許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者</u> (当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法 (平成5年法律第88号) 第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等 ^{*1} であった者で当該取消の日から五年を経過しない者を含む。)
	同号ホ ○第7条の4若しくは第14条の3の2 (第14条の6において読み替えて準用する場合も含む。) 又は浄化槽法第41条第2項の規定による <u>許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項 (第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合も含む。) の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分 (再生することを含む。) の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)</u> で、当該届出の日から <u>五年を経過しないもの</u>
	同号へ ○同号ホに規定する期間内に第7条の2第3項 (第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合も含む。) の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、同号ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人 (当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。) の役員 ^{*1} 若しくは政令で定める使用人 ^{*2} であった者で、当該届出の日から <u>五年を経過しないもの</u>
同号ト ○その業務に対し <u>不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</u>	
法第14条第5項第2号ロ、ハ、ニ、ホ	○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する <u>暴力団員</u> ○暴力団員でなくなった日から <u>五年を経過しない者</u>
法第14条第5項第2号へ	○ <u>暴力団員等がその事業活動を支配する者</u>

申請者、法定代理人、役員等^{*1}、使用人^{*2}については、上記の欠格事項に該当しません。

(申請者) 住 所
氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

Ⓜ

※1 法人役員等には取締役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する者又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。

※2 政令で定める使用人 (法施行令第4条の7) とは、申請者の使用人で、本店又は支店 (又は主たる事務所又は従たる事務所) の代表者、廃棄物の処理の業に係る契約を締結する権限を有する者を言う。

(10) 印鑑登録証明書

・ A 4 版以下の大きさのものはこの枠内に添付してください。

※ 印鑑登録証明書にあつては、申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。

※ 更新及び変更許可申請の場合は、印影の変更がなければ添付不要です。

※ 原本照合による原本写しの添付が可能です。

(11) 本社若しくは市内における支店又は営業所等の案内図

- ・ 住宅地図等をコピーし別添とする場合は、
場所をマーカ等ではっきりと示してください。

※ 更新及び変更許可申請の場合は、所在地の変更が無ければ添付不要です。

(2) 施設の構造等

追加する施設の写真又は図面等を添付してください。

(車両が複数ある場合には、台数分コピーして作成してください。)

運搬車両の写真

写真1 斜め前から

- 注1 ナンバー及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
- 2 長期間の保存に耐えうるものであること。

写真2 斜め後ろから

- 注1 ナンバー及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
- 2 長期間の保存に耐えうるものであること。

運搬容器の写真

運搬する産業廃棄物の種類：

写真1 横から

注 運搬容器（ドラム缶、ポリタンク等）について撮影し、その用途（その容器を利用する産業廃棄物の種類）を記入してください。

写真2 上方から

注 運搬容器の蓋等の状況が明確に確認できるもの



運搬する廃棄物の種類によっては、密閉できる構造の蓋を備えることが必要になります。

(3) 車両の使用権原を証する書類

ア 車検証上「所有者」欄のみに氏名があり、申請者と同一の場合

- ・ **自動車検査証（写）** を添付

イ 車検証上「所有者」欄のみに氏名があり、申請者以外の者が所有者の場合

- ・ **自動車検査証（写）** を添付
- ・ 申請者と所有者との間で、一年以上の車両賃貸借期間を有する賃貸借契約書（写） ※¹ を添付 ※承諾書は不可

ウ 車検証上「所有者」欄と「使用者」欄に氏名があり、申請者が使用者の場合

- ・ **自動車検査証（写）** を添付

エ 車検証上「所有者」欄と「使用者」欄に氏名があり、申請者以外の者が使用者の場合

- ・ **自動車検査証（写）** を添付
- ・ 申請者と使用者との間で、一年以上の車両賃貸借期間を有する賃貸借契約書（写） ※² を添付 ※承諾書は不可

※¹ 当該賃貸借契約書には次の項目を**必ず記載**すること。

- ・ 対象となる車両の登録ナンバー
- ・ 賃貸借の期間
- ・ 賃貸借料金
- ・ 使用条件（独占継続的であること）
- ・ その他、契約が成立するために必要な事項

※² 当該賃貸借契約書には次の項目を**必ず記載**すること。

- ・ 車両の使用者が申請者と車両賃貸借契約をすることについて、所有者が了承していることを証明する事項
- ・ 対象となる車両の登録ナンバー
- ・ 賃貸借の期間
- ・ 賃貸借料金
- ・ 使用条件（独占継続的であること）
- ・ その他、契約が成立するために必要な事項

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県条例によるディーゼル車規制によって粒子状物質（PM）減少装置の装着が義務付けられている車両については、粒子状物質減少装置装着証明書の写しも併せて添付してください。

運搬車両が賃貸借によるものは、名義貸しの禁止条項に違反していないことを証明するため、次項に定める書類を添付してください。特に該当車両がない場合は添付する必要はありません。

平成21年4月1日以降は自動車検査証の使用者欄（使用者欄が空白の場合は所有者欄）に申請者の氏名が記載されていない車輛の新規及び追加登録を不可とします。

(4) 名義貸しの規定に違反しないことを証明する書類 (借り上げ車両の場合のみ)

平成 年 月 日

(あて先) さいたま市長

申請者
氏 名

㊞

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

法第14条の3の3の規定(名義貸しの禁止)に違反しないことを明らかにするため、次の書類を添付します。

該当 に○	駐車場の状況	添付書類	
		駐車場関係書類	雇用関係書類
	申請者が所有する駐車場	土地の全部事項証明書及び配置図	——
	申請者が確保した駐車場	賃貸借契約書及び配置図	——
	車両の貸主が所有する駐車場	土地の全部事項証明書及び配置図	車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類
	車両の貸主が確保した駐車場	賃貸借契約書及び配置図	車両の貸主と申請者との雇用契約書又は雇用関係を証する書類

3 経理的要件

(1) 資産状況等を説明する書類

① 法人の場合

ア 直前3年間の各事業年度における次の書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人税の**納税証明書**（その1：納税額等証明書用）（3か月以内に発行されたもの。原本照合による原本写しの添付可。以下同じ。））

イ 直前の事業年度において資本が債務超過の状態にある法人にあつては、今後5年間の収支計画書及び資金運用計画書（次項に様式有り）

※ 以下の状況にある法人については、経理的基礎を有さない法人と判断し、許可しません。

- ・直前の事業年度において資本が債務超過である。
- かつ、・直前の事業年度において、経常利益がマイナスである。
- かつ、・直前3年間の経常利益の平均がマイナスである。

ただし、中小企業診断士又は公認会計士による企業診断書の提出があった場合は、診断書の内容により経営改善の見込み・経理的基礎の有無を判断します。

また、企業診断書を添付する代わりに金融機関からの融資の状況を証明する書類（現在の事業年度に新たに融資を受けたものに限る）を添付する場合は、債務超過に陥った理由及び財務状況の見通しを記載した書類を併せて提出すること。

② 個人の場合

- ・資産に関する調書（次の（2）に記入）
- ・直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（所得税の**納税証明書**（その1：納税額等証明書用））

事業を継続して行うための収支計画書

イー1 貸借対照表・損益計算書

単位： 円

会計年度		自至	自至	自至	自至	自至
貸借対照表	資産	流動資産				
		固定資産				
		その他の資産				
		資産合計				
	負債	流動負債				
		固定負債				
		負債合計				
資本	資本金					
	法定準備金					
	剰余金又は欠損金					
	資本合計					
負債・資本合計						
損益計算書	売上高(計)					
	廃棄物処理業による売上高					
	その他(具体的に)		()			
	売上原価(計)					
	()					
	()					
	()					
	売上総利益					
	販売費及び一般管理費					
	人件費					
	修繕費					
	外注費(具体的に)					
	水道光熱費					
	通信交通費					
	地代家賃					
	備品消耗品費					
	減価償却費					
その他経費(具体的に)		()				
()						
営業利益						
営業外収益(計)						
受取利息及び割引料						
その他営業外収益						
営業外費用(計)						
支払利息及び割引料						
その他営業外費用						
経常利益						
特別利益						
特別損失						
税引前当期利益						
法人税等充当額						
税引後当期利益						

イ-2 資金運用計画

単位： 円

会計年度		自至	自至	自至	自至	自至
調 達 計 画	利益等	税引後当期利益				
		減価償却費				
		小計				
	増資等	出資・増資				
		その他(具体的に) ()				
		()				
	小計					
	新規の借入金	短期借入金				
		長期借入金				
		その他(具体的に) ()				
		()				
	小計					
調達合計(A)						
運 用 計 画	設備投資計画	土地				
		建物				
		設備				
		その他(具体的に) ()				
		()				
	小計					
	借入金返済	短期借入金				
		長期借入金				
		その他(具体的に) ()				
		()				
	小計					
	その他	役員賞与				
配当金						
その他(具体的に) ()						
()						
小計						
運用合計(B)						
当期資金過不足(A-B)						
過不足の累計						

※この収支計画書は、申請者が行っている全ての事業についての収支計画を記入してください。

※会計年度は、決算報告している直近年度の次年度から5年間について記入してください。

※人件費は役員報酬を含みます。

※調達の項目は当該年度の新たな資金調達を、運用の項目については調達した資金の当該年度

の運用計画について記載してください。

(2) 資産に関する調書（申請者が個人の場合）

	資 産		負 債		
	金 額	備 考		金 額	備 考
預貯金	円 円 円		借入金	円 円 円	
有価証券	円 円		買掛金	円	
土地	円	所在地： 地目： 面積等： 所在地： 地目： 面積等：		円	
建物	円	所在地： 用途： 面積等：		円	
車両	円 円	車種： 所有者： 車種： 所有者：		円	
備品等	円	種類：			
売掛金	円				
合計	円		合計	円	

上記のとおり、相違ありません。

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

4 技術的能力を説明する書類

技術的能力を説明する書類として、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催する産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(収集運搬課程)の修了証の写し(講習会の修了証が発行されるまでの間は合格通知書の写し。)を貼付してください。

【修了証について】

- 1 新規許可にあつては、「産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会」の収集運搬課程の修了証を添付してください。
 なお、他の都道府県において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合は、「産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会」の収集運搬課程の修了証をもって代えられます。
- 2 更新許可・変更許可にあつては、「産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会」または「産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会」の収集運搬課程の修了証を添付してください。
- 3 修了証の有効期限は講習会修了日から起算して新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間(変更許可申請書に添付する場合の更新講習会修了証は5年間)です。
- 4 役員等^{*1}の方が受講した有効な修了証を申請書に添付してください。

※1 役員等とは代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業所の代表者。

申請の種類		申請に添付できる講習会の修了証							
		収集運搬課程				処分課程			
		新規課程		更新課程		新規課程		更新課程	
		産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管	産廃	特管
新規許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○						
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○						
	産業廃棄物処分業					○	○		
	特別管理産業廃棄物処分業						○		
更新許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○	○				
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○				
	産業廃棄物処分業					○	○	○	○
	特別管理産業廃棄物処分業						○		○
変更許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○	○				
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○				
	産業廃棄物処分業					○	○	○	○
	特別管理産業廃棄物処分業						○		○

他の都道府県で既に許可を取得している場合の取り扱い

他都道府県で既に取得している許可	本市で新規に取得しようとする許可	申請に添付できる講習会の修了証			
		収集運搬課程			
		新規課程		更新課程	
		産廃	特管	産廃	特管
産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○	○
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		
特別管理産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業	○	○		○
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○

変更事項届出書（更新又は変更許可申請の場合のみ添付）

平成 年 月 日

（あて先）さいたま市長

申請者
住 所

氏 名

㊞

（代表者名）
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

事業範囲に軽微な変更があった場合は、変更の届出をしなければなりません。下記事項について、届出書の提出漏れがありましたので、更新・変更許可申請にあたり本紙をもって届出いたします。

なお、今後は下記の各項目に変更があった場合は、遅滞なく届出いたします。

記

該当に○	変更事項
	法人の組織、名称
	法人の代表者、役員、法定代理人等
	事務所及び事業所の住所、所在地
	印鑑
	車両、器材（増車、廃車、ナンバー変更等）
	その他 例 〔収集運搬業（積替え保管を含む。）における保管場所の位置変更等〕

※ 事業内容の変更（品目の追加、事業所面積の拡大、保管施設の能力拡大等）は変更許可の対象となります。

その他留意事項等

- 申請内容により、補足する資料等の添付が必要となる場合があります。
 - 行政書士が作成する場合は、行政書士法施行規則に基づき書類の作成を行ってください。
(書類の末尾又は欄外に作成年月日を附記し、記名して職印を押してください。)
 - 副本に添付する写真についてはコピーでも可能です。
 - 申請書の提出に際し、予約制を取っていますので事前に電話等により下記の時間区分で予約を行ってください。
なお、行政書士において同時に複数の申請を行おうとする場合、一申請時間枠における申請件数を制限させていただきますので、予約の際に行いたい申請の数についてお申し出ください。
- 1 予約時間 月曜から金曜までの次の4つの時間枠
(1) 9:00～
(2) 10:30～
(3) 13:30～
(4) 15:00～
 - 2 予約先 さいたま市産業廃棄物指導課 審査係
電話 048(827)8511
 - 3 交通 JR線 「浦和駅」西口 徒歩13分 約1.0Km
〒330-0063
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号
埼玉県自治会館4階

